

2020 年度(令和 2 年度)水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上を目的に、麦・大豆・野菜等を生産・販売する農業者の支援を行います。

対 象 品 目		交付単価(10a当たり)
戦略作物	WCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)	80,000円
	麦,大豆(黒大豆含む),飼料作物	35,000円
	飼料用米,米粉用米(数量払による交付)	55,000 ~105,000円
	加工用米	20,000円
	①出荷契約又は需要者との複数年の販売契約 ②指定品種の作付け (中生新千本,アキヒカリ,あきさかり,あきまん,こいもみじ,恋の予感)	10,800円程度
その他作物	① くわい,アスパラガス,い草,ほうれん草	30,400円程度
	② きゃべつ,ねぎ,わけぎ,トマト,こまつな,ちんげんさい,しゅんぎく,みずな,きく,ぶどう,いちじく,れもん	12,000円程度
	③ きゅうり,かぼちゃ,なす,さといも,ブロッコリー	9,400円程度
担い手加算	その他作物①,その他作物②	9,600円程度
	その他作物③	7,000円程度
	戦略作物 飼料用作物(WCS用稲,飼料用米を除く),米粉用米	4,400円程度
	加工用米(戦略作物助成加工用米の①,②の要件を満たすもの)	9,200円程度
	麦,大豆,WCS用稲,飼料用米<品目ごとに次の要件を満たすもの> 【麦,大豆】広島県栽培基準の「土壌改良技術」「病害虫防除・除草」「営農排水」のうち2つ以上を実施 【WCS用稲】1ha以上又は指定品種(たちすずか,たちあやか,つきすずか)の作付け 【飼料用米】単収が地域の基準単収以上の取組	7,600円程度
	新たに農地集積した担い手支援<次の要件を満たすもの> 戦略作物(加工用米は戦略作物助成の①,②の要件を満たすもの),アスパラガス,ほうれん草,その他作物② 【要件】R2年度のために新たに水田の使用及び収益を目的とする権利を取得したこと ※必ずしも対象作物を集積した水田へ作付けする必要はないが,集積した水田には何らかの作付けを行うこと	6,000円程度
	施設園芸拡大助成<次の要件を満たすもの> アスパラガス,ほうえん草,その他作物②(キャベツ除く) 【要件】対象作物作付けのために園芸施設(国庫補助事業の助成を受けて導入した施設ではないこと)を新規導入すること	36,000円程度
非主食用米省力化技術導入<次の要件を満たすもの> 加工用米(加工用米は戦略作物助成の①,②の要件を満たすもの),飼料用米,米粉用米,WCS用稲 【要件】対象作物の作付けのために次のa又はbの省力化技術を導入した場合 a 水管理省力化技術(水管理支援システム) b 畦畔草管理省力化技術(ラジコン草刈り機)	水管理省力化 12,000円程度 畦畔草管理省力化 4,000円程度	
その他の加算	同一品目(戦略作物,その他作物①を除く)を20a以上作付け ※その他作物②,その他作物③との重複も可能	12,000円程度
	二毛作助成(主食用米と戦略作物 又は 戦略作物同士の組み合わせ)	12,000円程度
	WCS用稲(TMRセンターを介した堆肥投入取組支援)	8,000円程度
	農地中間管理事業促進支援<次の要件を満たすもの> 戦略作物,その他作物①,その他作物② 【要件】R1年9月1日~R2H31年8月31日の間に農地中間管理機構を活用した水田の転賃を受けたこと (必ずしも対象作物を集積した水田へ作付けする必要はないが,集積した水田には何らかの作付けを行うこと)	12,000円程度
	飼料用米,米粉用米の複数年(3年以上)契約の取組	12,000円以内
	そば・なたね<次の要件を満たすもの> 【要件】農協等と実需者等との販売契約契約に基づく農協等との出荷契約又は,実需者等との販売契約	20,000円以内
	新市場開拓(内外の新市場開拓を図る米穀の作付け) 国内用主食用米,加工用米,備蓄米,飼料用米,米粉用米,醸造用玄米,種子用を除く	20,000円以内

※いちじく,ぶどう,れもんは植栽から4年間で対象となります。

水田活用の直接支払交付金Q&A

Q1	交付金を受けるために最低限必要な作付面積はいくらでしょうか？
A1	交付金の対象となるには1a（100㎡）以上の作付けが必要です。なお、その他作物（表参照）については①～③の同一グループ内の作物合計が1a（100㎡）以上となれば対象となります。 <u>ただし、交付対象面積は合計から1a未満を切り捨てます。</u>
Q2	くわい10a、キャベツ15a、トマト5a、きゅうり0.4a、かぼちゃ0.4a、なす0.4aを作付しましたが、交付金はどのような内訳になりますか？
A2	その他作物①・・・くわい10a $3,0400\text{円}/10\text{a} \times 10\text{a} = 30,400\text{円}$ その他作物②・・・キャベツとトマトで合計20a $12,000\text{円}/10\text{a} \times 20\text{a} = 24,000\text{円}$ その他作物③・・・きゅうり、かぼちゃ、なすで合計1.2a≒1aが交付対象面積となり、 $9,400\text{円}/10\text{a} \times 1\text{a} = 940\text{円}$ 合計 $30,400\text{円} + 24,000\text{円} + 940\text{円} = \underline{55,340\text{円}}$ 以上のようになります。
Q3	きゅうり0.8a、かぼちゃ1.2a、なす1aを作付しましたが、きゅうりのみ販売し、かぼちゃとなすは販売せず全て自家消費しました。この場合は合計3a分の交付金はもらえるのでしょうか？
A3	この場合、きゅうり0.8aのみの申請となり、面積が1a未満のため交付対象外となります。また、当初申請時からの作付け内容の変更により1a未満となった場合も同様です。
Q4	いちじく、ぶどう、れもん、その他果樹は植栽から4年が対象ですが、いつから起算して4年となるのでしょうか？
A4	植栽の起算月については営農計画書の「植栽造成年月」欄（縦書き）に記載されています。上段が西暦の2000年、下段が〇〇月を示しています。 例：「 $\begin{matrix} 19 \\ 04 \end{matrix}$ 」の場合、2019年4月から起算しますので、2022年産までの4年間で交付対象となります。

このほか、ご不明な点がございましたら、福山市農業再生協議会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福山市農業再生協議会
（福山市経済環境局 経済部 農林水産課内）
☎ 084-928-1031